

公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター

香料等の支出内規

(目的)

第1条 公益社団法人廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の香料等の支出内規を次の通り定める。

(内容)

第2条 香料の支出内容は次の通りとする。香料の「返礼」は一切行なわないものとする。

- | | |
|--|---------|
| (1) 会員の就業中の事故による死亡（事故が原因による1ヶ月以内の死亡を含む。） | 10,000円 |
| (2) 会員の死亡 | 5,000円 |

(その他)

第3条 その他センターに特に関係のある人、及び功績のあった人と認められる場合は、前期に準じた取扱いのほか必要な措置について理事長が定める。

附 則

この内規は平成24年5月18日から施行する。